



受付は6月16日(月)から
住宅の耐震化を支援します

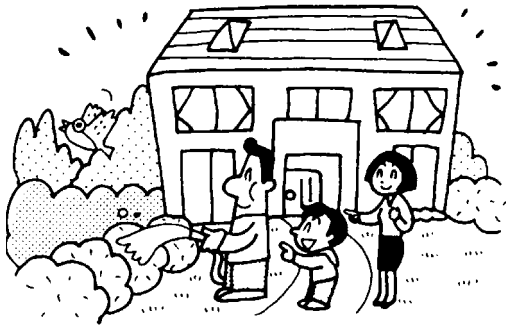
まちづくり推進室 ☎ 34・2085

町では住宅の耐震化への取り組みを支援するため、木造住宅の耐震診断を無料で実施し、耐震改修工事に対して工事費の一部を補助します。また、住宅の精密耐震診断に対しても費用の一部を補助します。

木造住宅の無料耐震診断

対象となる住宅

▼昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法の木造住宅（柱梁、筋かいなどで軸組を形成するもの）



▼延べ床面積がおおむね250平方メートル以下で、地階を除く階数が2階建て以下のもの

住宅とは：

一戸建ての住宅、長屋、共同住宅をいいます。なお、店舗などの用途を兼ねる場合は、店舗などの部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限り含まれます。

対象者

対象となる住宅の所有者
 ※共有の建築物の場合は、共有者全員によって合意された代表者
 ※賃貸住宅や借家などの場合は、当該賃貸借人全員の同意が必要

診断内容

所有者からの申請を受け、町が奈良県木造住宅耐震診断員を対象とする住宅へ派遣して、耐震診断を実施します。

耐震診断終了後、耐震診断員が耐

震診断の結果などを申請者に報告・説明します。

費用

無料

募集件数

15件（申込順）

募集期間

6月16日(月)～平成27年1月30日(金)

申込方法

所定の申請用紙に必要事項を記入のうえ、次の書類などを添えてまちづくり推進室へお申し込みください。
 ●住宅の所有者などが確認できる書類
 ●住宅の付近見取図、写真（外観が分かるものを複数枚）

●住宅が昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であることが確認できる書類

住宅精密耐震診断費補助

対象となる住宅

▼町内の一戸建て住宅（軽鉄造などの非木造住宅も対象。建築年問わす）

対象者

対象となる住宅の所有者
 ※共有の建築物の場合は、共有者全員によって合意された代表者

補助金の額

耐震診断費の3分の2の額
 （1000円未満は切り捨て）

※補助金の上限額は6万6000円

募集件数

3件（申込順）

募集期間

6月16日(月)～12月12日(金)

※ただし、平成27年3月31日(火)までに工事を終え、書類手続きを完了すること。

申込方法

所定の申請用紙に必要事項を記入し、契約前に次の書類などを添えてまちづくり推進室へお申し込みください。

●住宅の所有者などが確認できる書類

●住宅の付近見取図、写真（外観が分かるものを複数枚）

●見積書の写し（診断方法が記載されているもの）



自然のなかで過ごしてみませんか

小学生宿泊体験学習

生涯教育課（青垣生涯学習センター内）
☎ 32-6193

町子ども会連絡協議会のシニアリーダーと、大自然のなかで野外炊飯やキャンプファイヤー、ハイキングなどを体験します。



日程 8月27日(水)～28日(木)

場所 国立曾爾青少年自然の家

対象 町内在住の小学5・6年生

定員 80人（申込多数の場合は抽選）

費用 1,500円

申込方法

往復ハガキで（応募は1人1枚）往信の裏面に郵便番号・住所・氏名（児童名）・学校名・学年・電話番号を、返信の表面に郵便番号・住所・氏名（児童名）を記入し、7月11日(金)必着で申込先に送付してください。

※8月3日(日)午前9時30分から説明会を開催します。

▼申込先

〒636-0247 田原本町阪手233の1
（田原本青垣生涯学習センター内）
田原本町教育委員会事務局 生涯教育課
「小学生宿泊体験学習」係

木造住宅の耐震改修工事費補助

対象となる住宅

▼昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法の木造住宅

（床面積などの制限なし）

▼町が実施する木造住宅の耐震診断または、町が実施する耐震診断方法と同等以上の効力を有すると認められる耐震診断で、診断結果が

1・0未満と診断された住宅

対象者

対象となる住宅の所有者など

※共有の建築物の場合は、共有者全

員によって合意された代表者
※賃貸住宅や借家などの場合は、当該賃貸借人全員の同意が必要
※居住者が施工する場合は、対象住宅の所有者の同意が必要

対象となる条件

50万円以上の耐震改修工事で、耐震診断結果が1・0未満と診断された住宅を1・0以上とする耐震改修工事、または0・7未満と診断された住宅を0・7以上とする耐震改修工事

補助金の額

耐震改修工事費の23%の額
（10000円未満は切り捨て）

※補助金の上限額は50万円、補助金

の額が20万円未満のときは20万円
※耐震改修工事の施工以外の費用は補助の対象になりません。

募集件数

3件（申込順）

募集期間

6月16日(月)～12月12日(金)

※ただし、平成27年3月31日(火)までに工事を終え、書類手続きを完了すること。

申込方法

所定の申請用紙に必要事項を記入し、契約前に次の書類などを添えてまちづくり推進室へお申し込みください。

●耐震改修工事の見積書、内訳書

●住宅の付近見取図、写真（外観が分かるものを複数枚）

●現状配置図、平面図

●住宅が昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であることが確認できる書類

●住宅の所有者などが確認できる書類

●耐震診断の結果の写し

●耐震補強設計図書

●耐震改修工事工程表

●建築士による設計内容確認書

町の耐震診断（改修）助成事業では、戸別訪問などによる勧誘は一切行っていません。